交通共済に加入を

―3月1日から受付け―

年額350円で見舞金は最高50万円

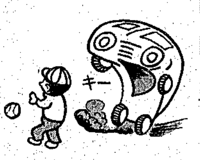

四十八年度の交通災害共済に加入している人は、三月三十一日でその期限が切れます。忘れずに家族そろって更新の手続きをしてください。今まで加入していなかった人もこの機会に加入してください。

市では、自治会長・町内会長を通じて、逐次皆さんの家庭へ申込み用紙をお配りしています。申込み受付けは三月一日から。

交通災害共済は、一人年額三百五十円のかけ金で、万一事故があった場合、最高五十万円（死亡）から、最低五千円（入院・通院の実治療日数七日以上）まで、ケガの程度によって九段階による舞金を支給する制度です。

四十八年四月一日以降十二月末日までに、市内だけで三百五十七人が見舞金を受け、その額は総額一千四百二十七万円に達しました。万一の事故に備え、あなたもぜひ加入してください。

☆加入資格　新潟市民はどなたでも加入出来ます。また、共済加入後、市外へ転出した場合でも、会員の資格は翌年三月三十一日まで継続します。

☆共済組合　三月三十一日までに申込んだ人は、四月一日から翌年三月三十一日まで。年度途中で加入した人は加入の日から資格が生じ、かけ金は三百五十円ですから早めに加入した方がお得です。

☆見舞金の請求期間　事故にあってから一年間。

☆申込み　申込み用紙を二月下旬から三月中旬にかけてお届けしますので、自治会長・町内会長をとおして申込んでください。市交通課、地区事務所、連絡所でも受付けます。

詳しくは交通課へ。

日照障害防止を目指し

「建築指導要綱」を制定

三月十五日から実施

貸しビル・マンションなど市内の建築物は、中心部をはじめ郊外に至るまで高層化し、しかもこの傾向は高まる一方です。

それに伴い、わたしたちが健康で文化的な生活を営むための〝日照権の確保〟が重要な問題になってきました。

そこで、市では、「中高層建築物の建築に伴って発生する日照障害、電波障害などの住環境侵害についての紛争を未然に防止する」ために、法律が制定されるまでの間、市独自の〝建築指導要綱〟を制定し、三月十五日から実施することになりました。

別表①

都市計画法第8条に基づく用途地域	高さ（メートル）
(1) 第2種住居専用地域	10
(2) 住居地域	12.5
(3) 近隣商業地域	15
(4) 準工業地域	15

別表②

日影の影響を受ける地域	日影の規制時間
第1種住居専用地域	4
第2種住居専用地域	4
住居地域	5
近隣商業地域	6
準工業地域	6

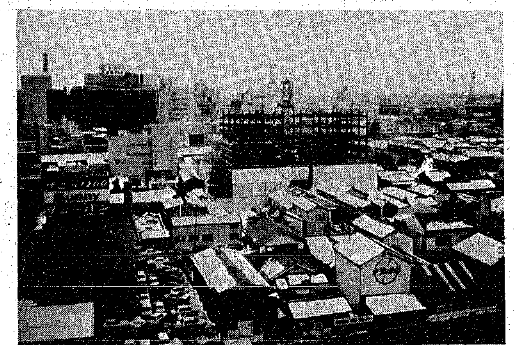

電波障害防止もねらいに

〔適用建築物〕　別表①に掲げる地域区分に従い、それぞれの高さをこえる建築物（以下「中高層建築物」という）に適用する。

〔建築主等の住環境保全努力〕　中高層建築物を建築しようとする建築主・設計者および工事管理者（以下「建築主」といいます）はその建築物が日照障害等により近隣の住環境について紛争を生じさせないように努めなければなりません。

〔近隣に配慮すべき日影の規制〕　建築主は、建築の計画等にあたり配慮する日照の基準は、近隣の建築物におよぼす日照障害すなわち日影を、一定限度以下に規制するための最低基準とし、規制する日影は別表②のとおりです。

〔日照時間の測定〕　日照時間は冬至における午前八時から午後四時までにおいて、敷地境界線の地盤面から五㍍の高さの位置で測定するものとする。

〔電波障害防止措置〕　建築主は、建築物の建築によって周辺地域のテレビ・ラジオ等に受信障害を生ずることとなる場合は、障害を受けることとなる者、その他関係者と共同受信設備および設備の維持管理について事前に協議し、必要な措置を講ずるものとする。

建築計画の事前公開

〔建築計画の事前公開〕　建築主は中高層建築物の確認申請書を建築主事に提出しようとする日の二十日前までに、建築計画に関する標識を、建築しようとする場所で、近隣住民の見易い位置に設置するものとする。

〔説明会等の開催〕　建築主は、近隣住民から建築計画について問い合わせがあったときは、説明会を開くなどにより十分な説明を行ない、紛争を生じないよう努力するものとする。

建築計画書の届出

〔建築計画書の届出〕　建築主は、中高層建築物の確認申請書を建築主事に提出しようとするときは、標識の設置後、建築計画書に次の図書を添えて市長に提出するものとする。①紛争が生じたとき誠意をもって解決にあたる旨の誓約書②設計図書等（位置図、配置図、各階平面図または概要図、立面図、断面図、日影図＝六百分の一以上で日照障害が予測される建築物の位置を記入したもの＝、その他必要なもの）

〔建築計画の変更等の指導〕　市長は建築計画書の提出があった場合、その計画が日照確保の基準に適合しないと認められるときは、建築計画の変更等について建築主等を指導することがある。

紛争解決への努力

〔紛争解決の努力〕　建築主および利害関係住民は、日照等の紛争について解決を図るため誠意をもって努力するものとする。

〔日照調整専門委員の設置〕　市長は日照に関する紛争がおきた場合、この解決を図るため日照調整専門委員を置くことができる。

水族館

珍魚ベスト10　⑨

アロワナ

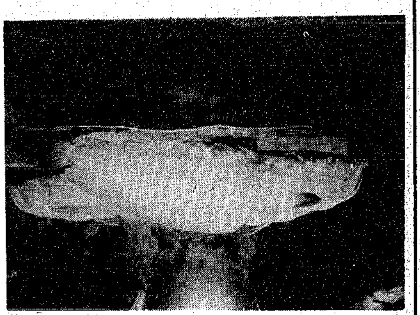

↑人並みはずれた(?)じゃなくて、魚並みはずれた大きな口をもっているアロワナ

アロワナのふるさとは、遠くギアナおよびアマゾン川です。アマゾン川のような、大きな川を泳ぐだけあって体の大きさは一メートル余り。鱗は大きなスプーンぐらいの大きさで色はオパール色。鱗に光があたるといろいろな色を反射してとても美しく見えます。このアロワナ君、人並外れた(?)じゃあなくて、魚並外れた大きな口をもっています。餌にヒブナやドジョウを与えると、パクーッと大きな口を開けて水と共にヒブナやドジョウをひとのみで食べてしまいます。ひとつ変っているのは泳ぎ方です。ヘビが泳ぐのに似ていて、とてもしなやかに流れるように泳ぐのです。アゴの先のひげを二本ピーンとたてて何か偉そうに悠々と泳いでいるような泳ぎ方もします。ジュラ期の有史前のおおむかしから生き続けている〝生きた標本〟。悠々と泳ぐアロワナ君だからかもしれませんね。

市政モニターを募集

しめきりは2月28日

市政について意見や提案を寄せていただく市政モニターを次の要領で募集します。希望される方は、2月28日までに申込みください。

募集人員　30人

応募資格　20歳以上の新潟市民で選挙権のある人（これまでに市政モニターを経験した人と市の職員は応募できません）

期　　間　1年間　49年4月～50年3月

おもな仕事

①市政への提言、意見を寄せる。
②モニターアンケートに答える。
③モニター連絡会議への出席。
④市のおもな施設を見学し感想を寄せる。
⑤その他市政モニター行事への参加。

謝　　礼　700円（年額8,400円）

応募方法　市政モニター応募の動機と住所氏名・年齢・職業・電話番号を明記のうえ、市広聴課（西堀通6）あて、お寄せください。

締め切り　2月28日

消費生活モニター募集

20歳以上のご婦人の方

消費生活についての意見を寄せていただいたり、各種調査ならびに研修会、見学会などに参加し、消費生活の意識向上をはかりたい意欲のある方を消費生活モニターとして次の要領で募集しています。

〈募集要領〉

▼募集人員　五十人

▼応募資格　市内に住んでいる二十才以上の婦人で消費生活の改善向上に熱意があり、各種研修会、見学会、調査などに出席できる方。ただし、同モニター経験者と市の職員は応募できません。また、研修などの会合には子供さん連れはおことわりします。

▼任　期　一年間（四十九年四月～五十年三月）

▼手　当　年額　八千四百円程度

▼仕事の内容
イ、市からのアンケートに答える
ロ、消費生活についての意見、要望などを寄せる
ハ、研修会、見学、調査などに参加する

▼応募方法　官製はがきに住所、氏名、年令、職業、世帯主氏名、電話番号を明記し、市生活課（西堀通六）へお申し込みください。

▼締め切り　二月二十八日

貧血気味の方！妊婦さん！

貧血講習会……へどうぞ!!

東保健所

◈日　時　2月22日午後6.30～8.00
◈会　場　東保健所
◈申込み　電話で東保健所予防課へ

西保健所

◈日　時　2月25日午後1.30～3.00
◈会　場　西保健所

高血圧講習会

日　時　2月20日
午後1.00～3.30

会　場　東保健所、栄養実習室

内　容　(1) 生活指導
(2) 食生活の注意と調理実演
(3) 質問と試食

新聞を購読していない家庭へ

市報を郵送しま～す！

市では、毎月3回〝にいがた―市報―〟を新聞折込みで皆さんの家庭へお届けしています。また新聞を購読していない家庭へは直接郵送でお届けしています。

しかし、「市が郵送する制度」を知らないで、市報が全く届かない家庭もあるようです。もし、皆さんの近所や知人に、このような家庭がありましたら、市広報課までご連絡ください。

また、〝以前新聞を購読していなくて、市報を郵送してもらっていたが、現在は新聞を購読している〟という方も広報課へご一報ください。